

2013年6月5日

## 諸規則改正

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

現行	改正案
スポーツ仲裁規則 9条（事務）	
この規則による仲裁に関する事務は、別に定める「 <u>スポーツ仲裁に関する日本スポーツ仲裁機構事務体制</u> 」に関する規程」に基づき、日本スポーツ仲裁機構が行う。	この規則による仲裁に関する事務は、別に定める「 <u>スポーツ仲裁に関する日本スポーツ仲裁機構の事務体制</u> 」に関する規程」に基づき、日本スポーツ仲裁機構が行う。

※規程の正式名称に誤りがあった。

現行	改正案
スポーツ仲裁規則 52条（料金及び費用の負担）	
当事者は手続に必要な費用を、第22条の3、 <u>第32条</u> 並びに第39条第3項の規定により負担するほか、スポーツ仲裁パネルが仲裁判断において定める割合に従って負担する。	当事者は手続に必要な費用を、第22条の3、 <u>第32条の2</u> 並びに第39条第3項の規定により負担するほか、スポーツ仲裁パネルが仲裁判断において定める割合に従って負担する。

※第32条ではなく第32条の2の誤り。

現行	改正案
ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則 17条（仲裁申立の受理及び通知）1項	
日本スポーツ仲裁機構は、 <u>前条第1項及び第2項の規定</u> に適合した仲裁申立書の提出、仲裁合意所の存在の確認、及びドーピング紛争に関するスポーツ仲裁料金規程に定める申立料金の納付の確認の後、申立を受理し、遅滞なく、申立人及び被申立人に通知する。被申立人に対する受理の通知には、仲裁申立書の写しを添付する。	日本スポーツ仲裁機構は、 <u>前条第1項の規定</u> に適合した仲裁申立書の提出、仲裁合意所の存在の確認、及びドーピング紛争に関するスポーツ仲裁料金規程に定める申立料金の納付の確認の後、申立を受理し、遅滞なく、申立人及び被申立人に通知する。被申立人に対する受理の通知には、仲裁申立書の写しを添付する。

※第2項は申立趣意書に関する規定であり、記載は不要。

現行	改正案

ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁関連規則 55 条 (緊急仲裁手続) 第 5 項	
緊急仲裁手続においては、被申立人は、 <u>第 19 条第 1 項</u> の規定にかかわらず、スポーツ仲裁パネルの指示に従い、答弁書をできる限り速かに提出しなければならない。スポーツ仲裁パネルは、当事者間の公平、手続の適正・迅速を考慮し提出期限を決定するものとする。	緊急仲裁手続においては、被申立人は、 <u>第 18 条第 1 項</u> の規定にかかわらず、スポーツ仲裁パネルの指示に従い、答弁書をできる限り速かに提出しなければならない。スポーツ仲裁パネルは、当事者間の公平、手続の適正・迅速を考慮し提出期限を決定するものとする。

※第 19 条は申立ての変更の規定であり、第 18 条の誤り。

現行	改正案
ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁関連規則 57 条 (料金及び費用の負担)	
当事者は手続に必要な費用を、第 27 条第 1 項及び第 2 項、 <u>第 38 条並びに第 44 条第 4 項 (第 45 条第 3 項及び第 4 項の規定により準用する場合を含む)</u> の規定により負担するほか、スポーツ仲裁パネルが仲裁判断において定める割合に従って負担する。	当事者は手続に必要な費用を、第 27 条第 1 項及び第 2 項、 <u>第 38 条、第 44 条第 4 項並びに第 45 条第 3 項の規定</u> により負担するほか、スポーツ仲裁パネルが仲裁判断において定める割合に従って負担する。

※第 45 条第 4 項は存在しない。また、第 45 条第 3 項は準用規定ではなく、カッコ書きの記載は誤り。

現行	改正案
特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則 17 条(仲裁手続分離の申立て)第 2 項	
前項の場合には、あらかじめされた仲裁申立てはすべて、当初の仲裁申立書が日本スポーツ仲裁機構に提出された日にされたものとみなす。ただし、 <u>第 15 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 24 条第 1 項、第 25 条第 2 項に定める期間については、改めてされた仲裁申し立てによる。</u>	前項の場合には、あらかじめされた仲裁申立てはすべて、当初の仲裁申立書が日本スポーツ仲裁機構に提出された日にされたものとみなす。ただし、 <u>第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 24 条第 1 項、第 25 条第 2 項に定める期間については、改めてされた仲裁申立ての仲裁申立受理通知の発信日を起算点とする。</u>

※第 15 条 1 項に期間の記載はなく、18 条 1 項の誤り。

現行	改正案
特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則 58 条 (料金及び費用の負担)	
当事者は、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲	当事者は、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲

裁料金規程に定める料金及び手続に必要な費用を、第 27 条第 1 項及び第 2 項、 <u>第 38 条並びに第 45 条第 3 項</u> の規定により負担するほか、次に定めるところにより負担しなければならない。	裁料金規程に定める料金及び手続に必要な費用を、第 27 条第 1 項及び第 2 項、 <u>第 38 条、第 44 条第 4 項並びに第 45 条第 3 項</u> の規定により負担するほか、次に定めるところにより負担しなければならない。
---	---

※費用負担に関する第 44 条 4 項の規定が抜けている。

現行	改正案
日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁規則 58 条（日本スポーツ仲裁機構に対する余納とその精算）第 2 項	
第 48 条 <u>第 2 項</u> に定める仲裁判断により被申立人が日本スポーツ仲裁機構に対して支払うべき旨命じられる金額が、前項の余納金額を超える場合には、日本スポーツ仲裁機構はその差額を被申立人に請求し、前項の余納金額を下回る場合には、日本スポーツ仲裁機構はその差額を被申立人に返還しなければならない。	第 48 条 <u>第 3 項</u> に定める仲裁判断により被申立人が日本スポーツ仲裁機構に対して支払うべき旨命じられる金額が、前項の余納金額を超える場合には、日本スポーツ仲裁機構はその差額を被申立人に請求し、前項の余納金額を下回る場合には、日本スポーツ仲裁機構はその差額を被申立人に返還しなければならない。

※第 2 項は少数意見や反対意見を仲裁判断に記載しなければいけないとする規定であり、第 3 項の誤り。

以上